

年金記録確認茨城地方第三者委員会第三部会（第87回）議事要旨

1. 日 時 平成23年5月27日（金）午前9時20分から11時50分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 會澤部会長、小倉部会長代理、北村委員、草柳委員

(事務室) 白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案24件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件について、決定するとともに、国民年金事案4件及び厚生年金事案2件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、6月10日(金)午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第106回）議事要旨

1. 日 時 平成23年5月27日（金）午後1時25分から3時10分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員

（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案20件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件について、決定するとともに、国民年金事案3件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 部会として、脱退手当金の支給記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について脱退手当金の支給記録の訂正の必要ないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、平成23年6月16日（木）午後2時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第98回）議事要旨

1. 日 時 平成23年5月31日（火）午前9時25分から12時

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員

（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案17件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案2件及び厚生年金事案3件について、記録の訂正の必要ないと判断した。

(3) 部会として、厚生年金事案1件について脱退手当金の支給記録の訂正の必要ないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月14(火)午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第四部会（第78回）議事要旨

1. 日 時 平成23年5月31日（火）午後1時30分から3時15分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）木名瀬部会長、井原部会長代理、荒木委員、大貫委員

（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案18件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金事案3件及び厚生年金事案3件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 部会として、脱退手当金の支給記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について脱退手当金の支給記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、平成23年6月14日（火）午後1時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕